

西条市・東予市・丹原町・小松町合併協議会

第8回会議付属資料(その3)

西条市・東予市・丹原町・小松町合併協議会の調整方針説明資料

協議項目	行政連絡機構等の取扱い			細項目	
事務事業名	行政連絡機構等に関する事、広報配付システム等に関する事			専門部会名	企画部会、総務部会
				分科会名	企画分科会、総務分科会
調整方針	<p>自治会(区)の行政連絡機構のあり方及び自治会長(区長等)報償費については、新市移行後も当分の間現行どおりとし、自治会(区)の意向をふまえ随時調整する。</p> <p>広報配付システム等に関する事については、次のとおり調整する。</p> <p>1 市から配付者までの送達方法については、関係自治組織・団体と協議し、新市移行後速やかに調整する。ただし、合併する年度は、それぞれの旧市町の例による。また、配付者から住民への配付方法については、新市移行後も当分の間現行どおりとし、随時調整する。</p> <p>2 配付報償費等については、新市移行後速やかに調整する。ただし、合併する年度は、それぞれの旧市町の例による。</p> <p>3 放送責任者制度については、制度の見直しの方向で、新市移行後速やかに調整する。ただし、合併する年度は、現行のとおりとする。</p>				
項目	事務事業の現況				具体的な調整内容
	西条市	東予市	丹原町	小松町	
行政連絡機構等に関する事	<p>西条市連合自治会(379自治会)</p> <p>【報償費】 該当なし</p>	<p>東予市連合自治会(112自治会)</p> <p>【報償費】 該当なし</p>	<p>丹原町区長会(30地区)</p> <p>【報償費】 区長手当 均等割 45,000円/年 戸数割 200円/戸 (40,000円/年限度) 副区長手当 区長手当×0.2 部落長手当 均等割 3,000円/年 戸数割 200円/戸</p> <p>【特記的活動状況】 地域要望に関する事 転作の取りまとめに関する事 地域住民の福祉活動に関する事 上記以外の自治活動等に関する事</p>	<p>小松町連合自治会(27自治会)</p> <p>【報償費】 自治会長謝礼 定額15,000円/年</p> <p>【特記的活動状況】 放送塔等で住民へ周知</p>	<p>自治会(区)の行政連絡機構のあり方及び自治会長(区長等)報償費については、新市移行後も当分の間現行どおりとし、自治会(区)の意向をふまえ随時調整する。</p>
広報配付システム等に関する事	<p>【広報配付の流れ】(基本) (配付者までの送達方法) 市委託業者 自治会等</p> <p>(配付者から住民への配付方法) 自治会等 住民</p> <p>一部郵送</p> <p>【配付報償費】 自治会等への謝礼 平坦部 @14円/部×12月 山間部 @14円/部×12月×1.5</p>	<p>【広報配付の流れ】(基本) (配付者までの送達方法) 市 公民館文書配付員 広報員</p> <p>(配付者から住民への配付方法) 広報員 住民</p> <p>一部郵送等</p> <p>【配付委託料】 広報員委託料 9戸まで 3,000円/年 10戸から15戸まで 3,500円/年 16戸から29戸まで 4,300円/年 30戸以上 4,800円/年</p>	<p>【広報配付の流れ】(基本) (配付者までの送達方法) 町 職員 小組合長</p> <p>(配付者から住民への配付方法) 小組合長 住民</p> <p>一部郵送</p> <p>【配付報償費】 小組合長への謝礼 @420円×戸数(1年)</p> <p>【放送責任者制度】 謝礼 @4,500円/年</p>	<p>【広報配付の流れ】(基本) (配付者までの送達方法) 町 職員 組長</p> <p>(配付者から住民への配付方法) 組長 住民</p> <p>【配付報償費】 組への謝礼 組割 @1,000円/年 戸数割 @ 250円/年</p>	<p>市町から配付者までの送達方法については、関係自治組織・団体と協議し、新市移行後速やかに調整する。ただし、合併する年度は、それぞれの旧市町の例による。</p> <p>また、配付者から住民への配付方法については、新市移行後も当分の間現行どおりとし、随時調整する。</p> <p>配付報償費等については、新市移行後速やかに調整する。ただし、合併する年度は、それぞれの旧市町の例による。</p> <p>放送責任者制度については、制度の見直しの方向で、新市移行後速やかに調整する。ただし、合併する年度においては、現行のとおりとする。</p>

先例地の事例

〔さぬき市〕

自治会・行政連絡機構の取扱い

- 1 (略)
- 2 (略)
- 3 行政配布物の配布方法は、現行のとおりとし、配布日は毎月15日とする。

〔宇摩合併協議会〕

行政連絡機構(広報・広聴)

広報紙等の配布及び市と市民のパイプ役としての機能を併せた組織として、統一整備する。

〔南宇和合併協議会〕

行政連絡機構の取扱い(行政協力員等)

- 1 行政連絡機構(区長会)については現行のまま新町に引き継ぐ。
- 2 報酬等については、合併後調整する。
- 3 行政区に対する運営費補助については、新町において検討する。

〔静岡市〕

行政連絡機構の取扱い

行政連絡機構については、当面現行どおりとし、合併後に町内会・自治会等住民自治組織と協議するものとする。

ただし、広報紙等の配布の行政連絡事務については、町内会・自治会等住民自治組織と協議の上、合併時まで、新市における取扱いを検討するものとする。

〔つくば市及び茎崎町合併協議会〕

行政連絡機構の取扱い

行政連絡機構については、合併年度は現行どおりとし、速やかに調整し、統一に努めるものとする。

解説： 行政連絡機構(区会・自治会など)は、急激な変化を緩和する必要性から、合併年度については、現行どおりとしましたが、新市における一体性の確保の観点からも速やかに調整し、統一に努めることにしました。

西条市・東予市・丹原町・小松町合併協議会の調整方針説明資料

協議項目	各種事務事業（上・下水道事業関係）の取扱い			細項目	水道事業関係	
事務事業名	水道事業			専門部会名	上下水道部会	分科会名 水道分科会
調整方針	<p>1 水道事業（経営変更認可）については、新市移行後も当分の間現行どおりとし、随時調整する。</p> <p>2 水道料金については、新市移行後も当分の間現行どおりとし、随時調整する。</p> <p>3 加入金については、東予市の例を基本に調整する。ただし、再設加入金については、20,000円とする。</p> <p>4 手数料については、西条市、小松町の例を基本に調整する。</p> <p>5 西条市西ひうち水道及び黒谷水道の水道料金等については、現行のとおりとする。ただし、西条市西ひうち水道の量水器使用料については、水道料金の量水器使用料に準じて調整する。</p>					
区分	事務事業の現況					具体的な調整内容
	西条市	東予市	丹原町	小松町		
1 水道事業 (経営変更認可)	<p>【経営認可】</p> <p>1 上水道</p> <p>(1) 西部地区上水道 認可年度...平成10年度 計画給水人口...8,420人 計画1日最大給水量...4,282 m³</p> <p>2 簡易水道</p> <p>(1) 中野簡易水道 認可年度...平成元年度 計画給水人口...1,500人 計画1日最大給水量...600 m³</p> <p>(2) 港新地簡易水道 認可年度...平成13年度 計画1日最大給水量...720 m³</p> <p>(3) 大谷簡易水道 認可年度...昭和54年度 計画1日最大給水量...100 m³</p> <p>(4) 玉津東部簡易水道 認可年度...平成3年度 計画1日最大給水量...1,132 m³</p> <p>(5) 飯岡簡易水道 認可年度...昭和55年度 計画1日最大給水量...1,345 m³</p> <p>(6) グリーンハイツ簡易水道 認可年度...昭和62年度 計画1日最大給水量...322 m³</p> <p>(7) オレンジハイツ簡易水道 認可年度...平成4年度 計画1日最大給水量...450 m³</p> <p>平成15年度に(仮称)東部地区上水道(統合簡水)事業の経営認可を取得予定</p> <p>平成14年度基本計画策定 計画給水人口 13,000人 計画1日最大給水量 6,500 m³ 実施予定期間 平成16年度～20年度</p>	<p>【経営認可】</p> <p>1 上水道</p> <p>(1) 東予市上水道 認可年度...平成14年度 計画給水人口...33,800人 計画1日最大給水量...19,000 m³</p> <p>平成14年度に東予市上水道事業経営変更認可を受け、事業を実施中 実施期間 平成10年度～20年度</p>	<p>【経営認可】</p> <p>1 上水道</p> <p>(1) 丹原町上水道 認可年度...平成10年度 計画給水人口...11,800人 計画1日最大給水量...6,000 m³</p> <p>2 簡易水道</p> <p>(1) 丹原町簡易水道 認可年度...平成9年度 計画給水人口...3,400人 計画1日最大給水量...1,640 m³</p> <p>平成14年度に丹原町上水道事業経営変更認可を申請、平成15年度取得予定 実施予定期間 平成15年度～16年度 ・取水施設設置</p>	<p>【経営認可】</p> <p>1 上水道</p> <p>(1) 小松町上水道 認可年度...平成4年度 計画給水人口...9,980人 計画1日最大給水量...5,030 m³</p> <p>小松町上水道事業経営変更認可申請を検討中 ・新水源の開発</p>	<p>新市移行後も当分の間現行どおりとし、随時調整する。</p>	

西条市・東予市・丹原町・小松町合併協議会の調整方針説明資料

協議項目	各種事務事業（上・下水道事業関係）の取扱い	細項目	水道事業関係																																																																																																																													
事務事業名	水道事業	専門部会名	上下水道部会	分科会名	水道分科会																																																																																																																											
調整方針																																																																																																																																
区分	事務事業の現況				具体的な調整内容																																																																																																																											
	西条市		東予市																																																																																																																													
2 水道料金	<p>〔根拠〕西条市水道事業給水条例</p> <p>（料金） 第20条 料金は、別表第3の定めるところにより算定した水道使用料と別表第4に定める量水器使用料を合計した額に100分の105を乗じて得た額とする。ただし、その額に10円未満の端数が生じたときは切り捨てるものとする。</p> <p>別表第3 水道使用料</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">種類</th> <th rowspan="2">用途</th> <th colspan="3">料 金（1箇月につき）</th> </tr> <tr> <th>基本水量</th> <th>基本料金</th> <th>超過料金（1㎡につき）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">専用給水装置</td> <td rowspan="3">家庭用</td> <td rowspan="3">10㎡まで</td> <td rowspan="3">600円</td> <td>10㎡を超え25㎡まで</td> <td>90円</td> </tr> <tr> <td>25㎡を超え50㎡まで</td> <td>115円</td> </tr> <tr> <td>50㎡を超えるもの</td> <td>120円</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">共用給水装置</td> <td rowspan="3">家庭用</td> <td rowspan="3">10㎡まで</td> <td rowspan="3">485円</td> <td>10㎡を超え25㎡まで</td> <td>65円</td> </tr> <tr> <td>25㎡を超え50㎡まで</td> <td>90円</td> </tr> <tr> <td>50㎡を超えるもの</td> <td>95円</td> </tr> </tbody> </table> <p>別表第4 量水器使用料</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>口 径</th> <th>1箇月使用料</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>13mm</td><td>50円</td></tr> <tr><td>20mm</td><td>110円</td></tr> <tr><td>25mm</td><td>120円</td></tr> <tr><td>30mm</td><td>180円</td></tr> <tr><td>40mm</td><td>220円</td></tr> <tr><td>50mm</td><td>625円</td></tr> <tr><td>75mm</td><td>1,300円</td></tr> </tbody> </table>		種類	用途	料 金（1箇月につき）			基本水量	基本料金	超過料金（1㎡につき）	専用給水装置	家庭用	10㎡まで	600円	10㎡を超え25㎡まで	90円	25㎡を超え50㎡まで	115円	50㎡を超えるもの	120円	共用給水装置	家庭用	10㎡まで	485円	10㎡を超え25㎡まで	65円	25㎡を超え50㎡まで	90円	50㎡を超えるもの	95円	口 径	1箇月使用料	13mm	50円	20mm	110円	25mm	120円	30mm	180円	40mm	220円	50mm	625円	75mm	1,300円	<p>〔根拠〕東予市上水道事業給水条例</p> <p>（料金） 第23条 料金は、月額として次の各号の区分により算定した額に100分の105を乗じて得た額（その額に1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額）とする。 （1）水道使用料 別表第1により算定した金額 （2）メーター使用料 別表第2により算定した金額</p> <p>別表第1 水道使用料</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">用途</th> <th colspan="3">料 金（1カ月につき）</th> </tr> <tr> <th>基本水量</th> <th>基本料金</th> <th>超過料金（1㎡につき）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">家庭用</td> <td rowspan="4">10㎡まで</td> <td rowspan="4">880円</td> <td>10㎡を超え20㎡以下</td> <td>110円</td> </tr> <tr> <td>20㎡を超え30㎡以下</td> <td>130円</td> </tr> <tr> <td>30㎡を超え40㎡以下</td> <td>140円</td> </tr> <tr> <td>40㎡を超えるもの</td> <td>145円</td> </tr> <tr> <td>団体用</td> <td>20㎡まで</td> <td>2,300円</td> <td>20㎡を超え30㎡以下</td> <td>140円</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td>30㎡を超えるもの</td> <td>150円</td> </tr> <tr> <td>営業用</td> <td>20㎡まで</td> <td>2,300円</td> <td>20㎡を超え30㎡以下</td> <td>140円</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td>30㎡を超えるもの</td> <td>150円</td> </tr> <tr> <td>湯屋用</td> <td>100㎡まで</td> <td>10,350円</td> <td>100㎡を超えるもの</td> <td>150円</td> </tr> <tr> <td>工場用</td> <td>100㎡まで</td> <td>13,225円</td> <td>100㎡を超えるもの</td> <td>150円</td> </tr> <tr> <td>船舶用</td> <td>1㎡につき</td> <td>160円</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>臨時用</td> <td>10㎡まで</td> <td>2,000円</td> <td>10㎡を超えるもの</td> <td>200円</td> </tr> </tbody> </table> <p>別表第2 メーター使用料</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">メーター1箇月使用料（1個につき）</th> </tr> <tr> <th>口 径</th> <th>金 額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>13mm</td><td>60円</td></tr> <tr><td>20mm</td><td>110円</td></tr> <tr><td>25mm</td><td>120円</td></tr> <tr><td>30mm</td><td>180円</td></tr> <tr><td>40mm</td><td>260円</td></tr> <tr><td>50mm</td><td>1,000円</td></tr> <tr><td>75mm</td><td>1,300円</td></tr> <tr><td>100mm</td><td>1,700円</td></tr> </tbody> </table>			用途	料 金（1カ月につき）			基本水量	基本料金	超過料金（1㎡につき）	家庭用	10㎡まで	880円	10㎡を超え20㎡以下	110円	20㎡を超え30㎡以下	130円	30㎡を超え40㎡以下	140円	40㎡を超えるもの	145円	団体用	20㎡まで	2,300円	20㎡を超え30㎡以下	140円				30㎡を超えるもの	150円	営業用	20㎡まで	2,300円	20㎡を超え30㎡以下	140円				30㎡を超えるもの	150円	湯屋用	100㎡まで	10,350円	100㎡を超えるもの	150円	工場用	100㎡まで	13,225円	100㎡を超えるもの	150円	船舶用	1㎡につき	160円			臨時用	10㎡まで	2,000円	10㎡を超えるもの	200円	メーター1箇月使用料（1個につき）		口 径	金 額	13mm	60円	20mm	110円	25mm	120円	30mm	180円	40mm	260円	50mm	1,000円	75mm	1,300円	100mm	1,700円	<p>新市移行後も当分の間現行どおりとし、随時調整する。</p>
種類	用途	料 金（1箇月につき）																																																																																																																														
		基本水量	基本料金	超過料金（1㎡につき）																																																																																																																												
専用給水装置	家庭用	10㎡まで	600円	10㎡を超え25㎡まで	90円																																																																																																																											
				25㎡を超え50㎡まで	115円																																																																																																																											
				50㎡を超えるもの	120円																																																																																																																											
共用給水装置	家庭用	10㎡まで	485円	10㎡を超え25㎡まで	65円																																																																																																																											
				25㎡を超え50㎡まで	90円																																																																																																																											
				50㎡を超えるもの	95円																																																																																																																											
口 径	1箇月使用料																																																																																																																															
13mm	50円																																																																																																																															
20mm	110円																																																																																																																															
25mm	120円																																																																																																																															
30mm	180円																																																																																																																															
40mm	220円																																																																																																																															
50mm	625円																																																																																																																															
75mm	1,300円																																																																																																																															
用途	料 金（1カ月につき）																																																																																																																															
	基本水量	基本料金	超過料金（1㎡につき）																																																																																																																													
家庭用	10㎡まで	880円	10㎡を超え20㎡以下	110円																																																																																																																												
			20㎡を超え30㎡以下	130円																																																																																																																												
			30㎡を超え40㎡以下	140円																																																																																																																												
			40㎡を超えるもの	145円																																																																																																																												
団体用	20㎡まで	2,300円	20㎡を超え30㎡以下	140円																																																																																																																												
			30㎡を超えるもの	150円																																																																																																																												
営業用	20㎡まで	2,300円	20㎡を超え30㎡以下	140円																																																																																																																												
			30㎡を超えるもの	150円																																																																																																																												
湯屋用	100㎡まで	10,350円	100㎡を超えるもの	150円																																																																																																																												
工場用	100㎡まで	13,225円	100㎡を超えるもの	150円																																																																																																																												
船舶用	1㎡につき	160円																																																																																																																														
臨時用	10㎡まで	2,000円	10㎡を超えるもの	200円																																																																																																																												
メーター1箇月使用料（1個につき）																																																																																																																																
口 径	金 額																																																																																																																															
13mm	60円																																																																																																																															
20mm	110円																																																																																																																															
25mm	120円																																																																																																																															
30mm	180円																																																																																																																															
40mm	260円																																																																																																																															
50mm	1,000円																																																																																																																															
75mm	1,300円																																																																																																																															
100mm	1,700円																																																																																																																															

西条市・東予市・丹原町・小松町合併協議会の調整方針説明資料

協議項目	各種事務事業（上・下水道事業関係）の取扱い		細項目	水道事業関係																																																																																																											
事務事業名	水道事業		専門部会名	上下水道部会	分科会名 水道分科会																																																																																																										
調整方針																																																																																																															
区分	事務事業の現況				具体的な調整内容																																																																																																										
	丹原町		小松町																																																																																																												
2 水道料金	<p>〔根拠〕丹原町水道事業給水条例</p> <p>（料金） 第23条 給水料金は、1月につき、別表第1により算定した額とする。 2 メーター使用料は、1月につき、別表第2の額とする。</p> <p>別表第1 給水料金</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">方法</th> <th rowspan="2">メーター口径</th> <th colspan="2">基本給水料金</th> <th colspan="2">超過料金</th> </tr> <tr> <th>水量</th> <th>基本料金</th> <th>水量</th> <th>料金</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="8">計量栓</td> <td>13mm</td> <td>10m³</td> <td>1,250円</td> <td rowspan="8">1m³毎に</td> <td rowspan="8">160円</td> </tr> <tr> <td>20mm</td> <td>20m³</td> <td>2,850円</td> </tr> <tr> <td>25mm</td> <td>30m³</td> <td>4,450円</td> </tr> <tr> <td>30mm</td> <td>30m³</td> <td>4,850円</td> </tr> <tr> <td>40mm</td> <td>30m³</td> <td>5,300円</td> </tr> <tr> <td>50mm</td> <td>30m³</td> <td>5,800円</td> </tr> <tr> <td>75mm</td> <td>30m³</td> <td>6,350円</td> </tr> <tr> <td>100mm</td> <td>30m³</td> <td>6,950円</td> </tr> </tbody> </table> <p>別表第2 メーター使用料</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>メーター口径</th> <th>使用料</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>13mm</td><td>80円</td></tr> <tr><td>20mm</td><td>130円</td></tr> <tr><td>25mm</td><td>140円</td></tr> <tr><td>30mm</td><td>230円</td></tr> <tr><td>40mm</td><td>260円</td></tr> <tr><td>50mm</td><td>1,240円</td></tr> <tr><td>75mm</td><td>1,480円</td></tr> <tr><td>100mm</td><td>1,840円</td></tr> </tbody> </table>		方法	メーター口径	基本給水料金		超過料金		水量	基本料金	水量	料金	計量栓	13mm	10m ³	1,250円	1m ³ 毎に	160円	20mm	20m ³	2,850円	25mm	30m ³	4,450円	30mm	30m ³	4,850円	40mm	30m ³	5,300円	50mm	30m ³	5,800円	75mm	30m ³	6,350円	100mm	30m ³	6,950円	メーター口径	使用料	13mm	80円	20mm	130円	25mm	140円	30mm	230円	40mm	260円	50mm	1,240円	75mm	1,480円	100mm	1,840円	<p>〔根拠〕小松町水道事業給水条例</p> <p>（料金） 第23条 料金は、月額とし、次の区分により算定した額の合計額に100分の105を乗じて得た金額とする。ただし、その額に1円未満の端数が生じたときは切り捨てるものとする。 （1）水道使用料 別表第1に定める額 （2）メーター使用料 別表第2に定める額</p> <p>別表第1 水道使用料</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">口径</th> <th rowspan="2">料金</th> <th colspan="2">基本給水料金</th> <th colspan="2">超過料金</th> </tr> <tr> <th>水量</th> <th>基本料金</th> <th>8m³を超え25m³まで</th> <th>25m³を超え</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>13mm</td> <td>8m³まで</td> <td>850円</td> <td>1m³につき175円</td> <td>1m³につき210円</td> </tr> <tr> <td>20mm</td> <td>25m³まで</td> <td>4,000円</td> <td rowspan="6">1m³につき250円</td> <td rowspan="6"></td> </tr> <tr> <td>25mm</td> <td>25m³まで</td> <td>4,500円</td> </tr> <tr> <td>30mm</td> <td>25m³まで</td> <td>5,000円</td> </tr> <tr> <td>40mm</td> <td>25m³まで</td> <td>6,000円</td> </tr> <tr> <td>50mm</td> <td>25m³まで</td> <td>8,000円</td> </tr> <tr> <td>75mm</td> <td>25m³まで</td> <td>10,000円</td> </tr> </tbody> </table> <p>別表第2 メーター使用料</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>口径</th> <th>1箇月当たりのメーター使用料</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>13mm</td><td>80円</td></tr> <tr><td>20mm</td><td>200円</td></tr> <tr><td>25mm</td><td>240円</td></tr> <tr><td>30mm</td><td>400円</td></tr> <tr><td>40mm</td><td>460円</td></tr> <tr><td>50mm</td><td>3,650円</td></tr> <tr><td>75mm</td><td>5,000円</td></tr> </tbody> </table>		口径	料金	基本給水料金		超過料金		水量	基本料金	8m ³ を超え25m ³ まで	25m ³ を超え	13mm	8m ³ まで	850円	1m ³ につき175円	1m ³ につき210円	20mm	25m ³ まで	4,000円	1m ³ につき250円		25mm	25m ³ まで	4,500円	30mm	25m ³ まで	5,000円	40mm	25m ³ まで	6,000円	50mm	25m ³ まで	8,000円	75mm	25m ³ まで	10,000円	口径	1箇月当たりのメーター使用料	13mm	80円	20mm	200円	25mm	240円	30mm	400円	40mm	460円	50mm	3,650円	75mm	5,000円	<p>新市移行後も当分の間現行どおりとし、随時調整する。</p>
方法	メーター口径	基本給水料金			超過料金																																																																																																										
		水量	基本料金	水量	料金																																																																																																										
計量栓	13mm	10m ³	1,250円	1m ³ 毎に	160円																																																																																																										
	20mm	20m ³	2,850円																																																																																																												
	25mm	30m ³	4,450円																																																																																																												
	30mm	30m ³	4,850円																																																																																																												
	40mm	30m ³	5,300円																																																																																																												
	50mm	30m ³	5,800円																																																																																																												
	75mm	30m ³	6,350円																																																																																																												
	100mm	30m ³	6,950円																																																																																																												
メーター口径	使用料																																																																																																														
13mm	80円																																																																																																														
20mm	130円																																																																																																														
25mm	140円																																																																																																														
30mm	230円																																																																																																														
40mm	260円																																																																																																														
50mm	1,240円																																																																																																														
75mm	1,480円																																																																																																														
100mm	1,840円																																																																																																														
口径	料金	基本給水料金		超過料金																																																																																																											
		水量	基本料金	8m ³ を超え25m ³ まで	25m ³ を超え																																																																																																										
13mm	8m ³ まで	850円	1m ³ につき175円	1m ³ につき210円																																																																																																											
20mm	25m ³ まで	4,000円	1m ³ につき250円																																																																																																												
25mm	25m ³ まで	4,500円																																																																																																													
30mm	25m ³ まで	5,000円																																																																																																													
40mm	25m ³ まで	6,000円																																																																																																													
50mm	25m ³ まで	8,000円																																																																																																													
75mm	25m ³ まで	10,000円																																																																																																													
口径	1箇月当たりのメーター使用料																																																																																																														
13mm	80円																																																																																																														
20mm	200円																																																																																																														
25mm	240円																																																																																																														
30mm	400円																																																																																																														
40mm	460円																																																																																																														
50mm	3,650円																																																																																																														
75mm	5,000円																																																																																																														

西条市・東予市・丹原町・小松町合併協議会の調整方針説明資料

協議項目	各種事務事業（上・下水道事業関係）の取扱い			細項目	水道事業関係																																																																																																												
事務事業名	水道事業			専門部会名	上下水道部会	分科会名 水道分科会																																																																																																											
調整方針																																																																																																																	
区分	事務事業の現況				具体的な調整内容																																																																																																												
	西条市	東予市	丹原町	小松町																																																																																																													
3 加入金	〔根拠〕西条市水道事業給水条例 （加入金） 第26条 給水装置の新設又は改造（量水器の増径を伴うものに限る。以下同じ。）の申込をしようとする者は、加入金として、別表第6に定める額に100分の105を乗じて得た額を申込の際納付しなければならない。この場合において、改造しようとするものが納付すべき加入金は、新口径に係る加入金の額と差額相当額に100分の105を乗じて得た額とする。ただし、市長が特に認めるときは、工事の着手前までに納入することができる。	〔根拠〕東予市上水道事業給水条例 （工事負担金） 第30条の2 給水装置の新設又は改造の申し込みをしようとする者は、別表第4に掲げる工事負担金に100分の105を乗じて得た額を納入しなければならない。ただし、改造の申込者が納入する工事負担金は、新口径にかかる工事負担金の額と旧口径にかかる工事負担金の額との差額相当額に100分の105を乗じて得た額とする。	〔根拠〕丹原町水道事業給水条例 （加入金） 第30条 給水装置の新設、改造（メーターの口径を増す場合に限る。）再設又は仮設工事の申込者は、別表第4の加入金を給水装置工事の申込みの際納入しなければならない。ただし、町長が特別の理由があると認めた申込者は、申込後納付することができる。 1 改造（増口径）をする場合は、改造後のメーター口径の新設加入金から、改造前のメーター口径の新設加入金を控除した額とする。 2 再設加入金は、休止から2年を経過し、再設する場合に適用する。	〔根拠〕小松町水道事業給水条例・同条例施行規程 条例 （加入金） 第30条 給水装置の新設、改造（メーターの口径を増す場合に限る。）等の申込者は、町長が別に定める額の加入金を納入しなければならない。 2 前項の加入金は、工事申し込みの際納入しなければならない。 施行規程 （加入金） 第22条 条例第30条の規程による加入金は、次の各号に定める額に100分の105を乗じて得た金額とする。 （1）新しく給水を希望する者は、別表に定める新規加入金 （2）一度加入していた者が給水を中止する場合は、給水中止届を町長に提出するものとする。この届を受理した場合には、町は、直ちにメーターを取除き、給水を中止する。 （3）前号の規定により、一時給水を中止していた者が再度給水を希望する場合は、給水装置再加入申請書と別表に定める再加入金 （4）工事その他の理由により仮設給水を希望する者は、仮設申請書と別表に定める仮設加入金	東予市の例を基本に調整する。（仮設をなくし、新設に一本化する。） ただし、再設加入金については、20,000円とする。（2年を超える給水の休止開栓時に徴収） ・新設加入金 13mm 24,000円 20mm 47,000円 25mm 89,000円 30mm 165,000円 40mm 286,000円 50mm 530,000円 75mm 1,000,000円 100mm 2,000,000円 100mmを超えるものは市長が別に定める。 （消費税は別途）																																																																																																												
	別表第6 加入金	別表第4 工事負担金	別表第4 加入金	別表 加入金																																																																																																													
<table border="1"> <thead> <tr> <th>量水器の口径</th> <th>加入金の額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>13mm</td><td>10,000円</td></tr> <tr><td>20mm</td><td>25,000円</td></tr> <tr><td>25mm</td><td>50,000円</td></tr> <tr><td>30mm</td><td>70,000円</td></tr> <tr><td>40mm</td><td>150,000円</td></tr> <tr><td>50mm</td><td>250,000円</td></tr> <tr><td>75mm</td><td>500,000円</td></tr> <tr><td>100mm以上</td><td>市長が別に定める</td></tr> </tbody> </table>	量水器の口径	加入金の額	13mm	10,000円	20mm	25,000円	25mm	50,000円	30mm	70,000円	40mm	150,000円	50mm	250,000円	75mm	500,000円	100mm以上	市長が別に定める	<table border="1"> <thead> <tr> <th>口径</th> <th>工事負担金</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>13mm</td><td>24,000円</td></tr> <tr><td>20mm</td><td>47,000円</td></tr> <tr><td>25mm</td><td>89,000円</td></tr> <tr><td>30mm</td><td>165,000円</td></tr> <tr><td>40mm</td><td>286,000円</td></tr> <tr><td>50mm</td><td>530,000円</td></tr> <tr><td>75mm</td><td>1,000,000円</td></tr> <tr><td>100mm</td><td>2,000,000円</td></tr> </tbody> </table>	口径	工事負担金	13mm	24,000円	20mm	47,000円	25mm	89,000円	30mm	165,000円	40mm	286,000円	50mm	530,000円	75mm	1,000,000円	100mm	2,000,000円	<table border="1"> <thead> <tr> <th>メーター口径</th> <th>新設加入金</th> <th>再設加入金</th> <th>仮設加入金</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>13mm</td><td>100,000円</td><td>30,000円</td><td>30,000円</td></tr> <tr><td>20mm</td><td>200,000円</td><td>60,000円</td><td>60,000円</td></tr> <tr><td>25mm</td><td>400,000円</td><td>120,000円</td><td>120,000円</td></tr> <tr><td>30mm</td><td>600,000円</td><td>180,000円</td><td>180,000円</td></tr> <tr><td>40mm</td><td>800,000円</td><td>240,000円</td><td></td></tr> <tr><td>50mm</td><td>1,200,000円</td><td>360,000円</td><td></td></tr> <tr><td>75mm</td><td>2,400,000円</td><td>720,000円</td><td></td></tr> <tr><td>100mm</td><td>3,600,000円</td><td>1,080,000円</td><td></td></tr> </tbody> </table>	メーター口径	新設加入金	再設加入金	仮設加入金	13mm	100,000円	30,000円	30,000円	20mm	200,000円	60,000円	60,000円	25mm	400,000円	120,000円	120,000円	30mm	600,000円	180,000円	180,000円	40mm	800,000円	240,000円		50mm	1,200,000円	360,000円		75mm	2,400,000円	720,000円		100mm	3,600,000円	1,080,000円		<table border="1"> <thead> <tr> <th>口径</th> <th>新規加入金</th> <th>再加入金</th> <th>仮設加入金</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>13mm</td><td>80,000円</td><td>40,000円</td><td>40,000円</td></tr> <tr><td>20mm</td><td>190,000円</td><td>95,000円</td><td>95,000円</td></tr> <tr><td>25mm</td><td>320,000円</td><td>160,000円</td><td>160,000円</td></tr> <tr><td>30mm</td><td>540,000円</td><td>270,000円</td><td>270,000円</td></tr> <tr><td>40mm</td><td>800,000円</td><td>400,000円</td><td>400,000円</td></tr> <tr><td>50mm</td><td>1,200,000円</td><td>600,000円</td><td>600,000円</td></tr> <tr><td>75mm</td><td>2,500,000円</td><td>1,250,000円</td><td>1,250,000円</td></tr> <tr><td>100mm以上</td><td>町長が別に定める</td><td>町長が別に定める</td><td>町長が別に定める</td></tr> </tbody> </table>	口径	新規加入金	再加入金	仮設加入金	13mm	80,000円	40,000円	40,000円	20mm	190,000円	95,000円	95,000円	25mm	320,000円	160,000円	160,000円	30mm	540,000円	270,000円	270,000円	40mm	800,000円	400,000円	400,000円	50mm	1,200,000円	600,000円	600,000円	75mm	2,500,000円	1,250,000円	1,250,000円	100mm以上	町長が別に定める	町長が別に定める	町長が別に定める		
量水器の口径	加入金の額																																																																																																																
13mm	10,000円																																																																																																																
20mm	25,000円																																																																																																																
25mm	50,000円																																																																																																																
30mm	70,000円																																																																																																																
40mm	150,000円																																																																																																																
50mm	250,000円																																																																																																																
75mm	500,000円																																																																																																																
100mm以上	市長が別に定める																																																																																																																
口径	工事負担金																																																																																																																
13mm	24,000円																																																																																																																
20mm	47,000円																																																																																																																
25mm	89,000円																																																																																																																
30mm	165,000円																																																																																																																
40mm	286,000円																																																																																																																
50mm	530,000円																																																																																																																
75mm	1,000,000円																																																																																																																
100mm	2,000,000円																																																																																																																
メーター口径	新設加入金	再設加入金	仮設加入金																																																																																																														
13mm	100,000円	30,000円	30,000円																																																																																																														
20mm	200,000円	60,000円	60,000円																																																																																																														
25mm	400,000円	120,000円	120,000円																																																																																																														
30mm	600,000円	180,000円	180,000円																																																																																																														
40mm	800,000円	240,000円																																																																																																															
50mm	1,200,000円	360,000円																																																																																																															
75mm	2,400,000円	720,000円																																																																																																															
100mm	3,600,000円	1,080,000円																																																																																																															
口径	新規加入金	再加入金	仮設加入金																																																																																																														
13mm	80,000円	40,000円	40,000円																																																																																																														
20mm	190,000円	95,000円	95,000円																																																																																																														
25mm	320,000円	160,000円	160,000円																																																																																																														
30mm	540,000円	270,000円	270,000円																																																																																																														
40mm	800,000円	400,000円	400,000円																																																																																																														
50mm	1,200,000円	600,000円	600,000円																																																																																																														
75mm	2,500,000円	1,250,000円	1,250,000円																																																																																																														
100mm以上	町長が別に定める	町長が別に定める	町長が別に定める																																																																																																														

西条市・東予市・丹原町・小松町合併協議会の調整方針説明資料

協議項目	各種事務事業（上・下水道事業関係）の取扱い		細項目	水道事業関係																																																			
事務事業名	水道事業		専門部会名	上下水道部会	分科会名 水道分科会																																																		
調整方針																																																							
区分	事務事業の現況				具体的な調整内容																																																		
	西条市	東予市	丹原町	小松町																																																			
4 手数料	<p>〔根拠〕西条市水道事業給水条例</p> <p>（手数料） 第25条 手数料は、別表第5のとおりとし、申込者から申込の際、これを徴収する。ただし、市長が特別の理由があると認めた申込者からは、申込後、徴収することができる。</p> <p>別表第5 手数料</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th colspan="2">手数料</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>設計審査手数料</td> <td>1件につき</td> <td>1,000円</td> </tr> <tr> <td>工事検査手数料</td> <td>1件につき</td> <td>2,000円</td> </tr> <tr> <td>指定給水装置工事事業者指定手数料</td> <td>1件につき</td> <td>20,000円</td> </tr> <tr> <td>給水装置閉開栓手数料</td> <td>1件につき</td> <td>5,000円</td> </tr> </tbody> </table>	名称	手数料		設計審査手数料	1件につき	1,000円	工事検査手数料	1件につき	2,000円	指定給水装置工事事業者指定手数料	1件につき	20,000円	給水装置閉開栓手数料	1件につき	5,000円	<p>〔根拠〕東予市上水道事業給水条例</p> <p>（手数料） 第30条 手数料は、別表第3のとおりとし、申込者から申し込みの際これを徴収する。ただし、管理者が特別の理由があると認めた申込者からは、申し込み後徴収することができる。</p> <p>別表第3 手数料</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1 設計審査手数料</td> <td>500円</td> </tr> <tr> <td>2 工事検査手数料</td> <td>500円</td> </tr> <tr> <td>3 指定給水装置工事事業者指定手数料</td> <td>10,000円</td> </tr> </tbody> </table> <p>給水装置閉開栓手数料 4,200円 （条例規定はなし）</p>	区分	金額	1 設計審査手数料	500円	2 工事検査手数料	500円	3 指定給水装置工事事業者指定手数料	10,000円	<p>〔根拠〕丹原町水道事業給水条例</p> <p>（手数料） 第29条 手数料は、別表第3により、申込者から申込の際これを徴収する。ただし、町長が特別の理由があると認めた申込者からは、申込後徴収することができる。</p> <p>別表第3 手数料</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th colspan="2">手数料</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1 設計審査手数料</td> <td>1件につき</td> <td>500円</td> </tr> <tr> <td>2 材料・工事検査手数料</td> <td>1回につき</td> <td>500円</td> </tr> <tr> <td>3 給水装置工事事業者指定手数料</td> <td>1件につき</td> <td>15,000円</td> </tr> <tr> <td>4 給水装置再開手数料</td> <td>1回につき</td> <td>6,000円</td> </tr> </tbody> </table>	名称	手数料		1 設計審査手数料	1件につき	500円	2 材料・工事検査手数料	1回につき	500円	3 給水装置工事事業者指定手数料	1件につき	15,000円	4 給水装置再開手数料	1回につき	6,000円	<p>〔根拠〕小松町水道事業給水条例</p> <p>（手数料） 第29条 手数料は、次の各号の区分により、申込者から申し込みの際、これを徴収する。ただし、町長が特別の理由があると認めた申込者からは、申し込み後、これを徴収することができる。</p> <p>手数料</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th colspan="2">手数料</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1 設計審査手数料 （材料の確認を含む。）</td> <td>1件につき</td> <td>500円</td> </tr> <tr> <td>2 工事検査手数料</td> <td>1件につき</td> <td>500円</td> </tr> <tr> <td>3 指定給水装置工事事業者登録手数料</td> <td>1件につき</td> <td>30,000円</td> </tr> </tbody> </table> <p>給水装置閉開栓手数料の制度はなく、徴収していない。</p>	名称	手数料		1 設計審査手数料 （材料の確認を含む。）	1件につき	500円	2 工事検査手数料	1件につき	500円	3 指定給水装置工事事業者登録手数料	1件につき	30,000円	<p>西条市、小松町の例を基本に調整する。</p> <ol style="list-style-type: none"> 設計審査手数料 1件につき 1,000円 工事検査手数料 1件につき 1,000円 指定給水装置工事事業者指定手数料 1件につき 30,000円 給水装置閉開栓手数料 1件につき 5,000円 （2年以下のものについて開栓時に徴収する。2年を超えるものについては、再設加入金として取扱う。）
名称	手数料																																																						
設計審査手数料	1件につき	1,000円																																																					
工事検査手数料	1件につき	2,000円																																																					
指定給水装置工事事業者指定手数料	1件につき	20,000円																																																					
給水装置閉開栓手数料	1件につき	5,000円																																																					
区分	金額																																																						
1 設計審査手数料	500円																																																						
2 工事検査手数料	500円																																																						
3 指定給水装置工事事業者指定手数料	10,000円																																																						
名称	手数料																																																						
1 設計審査手数料	1件につき	500円																																																					
2 材料・工事検査手数料	1回につき	500円																																																					
3 給水装置工事事業者指定手数料	1件につき	15,000円																																																					
4 給水装置再開手数料	1回につき	6,000円																																																					
名称	手数料																																																						
1 設計審査手数料 （材料の確認を含む。）	1件につき	500円																																																					
2 工事検査手数料	1件につき	500円																																																					
3 指定給水装置工事事業者登録手数料	1件につき	30,000円																																																					

西条市・東予市・丹原町・小松町合併協議会の調整方針説明資料

協議項目	各種事務事業（上・下水道事業関係）の取扱い			細項目	水道事業関係																							
事務事業名	水道事業			専門部会名	上下水道部会	分科会名 水道分科会																						
調整方針																												
区分	事務事業の現況					具体的な調整内容																						
	西条市	東予市	丹原町	小松町																								
5 その他水道料金等	<p>〔根拠〕西条市西ひうち水道条例</p> <p>（料金） 第14条 料金は、1㎡につき60円として算定した水道使用料と次の表に定める量水器使用料を合計した額に100分の105を乗じて得た額とする。ただし、その額に10円未満の端数が生じたときは切り捨てるものとする。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>口径</th> <th>1箇月使用料</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>20mm</td> <td>110円</td> </tr> <tr> <td>25mm</td> <td>120円</td> </tr> <tr> <td>50mm</td> <td>625円</td> </tr> </tbody> </table>	口径	1箇月使用料	20mm	110円	25mm	120円	50mm	625円	<p>〔根拠〕黒谷水道設置及び管理条例</p> <p>（料金） 第12条 料金は、月額として次により算定し、徴収する。この場合において、人員割については毎年4月1日を基準日として、その年度分を算定する。</p> <p>水道使用料</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>用途</th> <th>均等割料金</th> <th>人員割料金</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>家庭用1ヶ月</td> <td>1世帯当たり 600円</td> <td>1人当たり 200円</td> </tr> <tr> <td>その他1ヶ月</td> <td>800円</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>（工事負担金） 第14条 給水装置の新設の申込みをしようとする者は、次により工事負担金を納入しなければならない。</p> <p>工事負担金</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>用途</th> <th>工事負担金</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>家庭用</td> <td>24,000円</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td>24,000円</td> </tr> </tbody> </table>	用途	均等割料金	人員割料金	家庭用1ヶ月	1世帯当たり 600円	1人当たり 200円	その他1ヶ月	800円		用途	工事負担金	家庭用	24,000円	その他	24,000円	該当なし	該当なし	<p>現行のとおりとする。 ただし、西条市西ひうち水道の量水器使用料については、水道料金の量水器使用料に準じて調整する。</p>
口径	1箇月使用料																											
20mm	110円																											
25mm	120円																											
50mm	625円																											
用途	均等割料金	人員割料金																										
家庭用1ヶ月	1世帯当たり 600円	1人当たり 200円																										
その他1ヶ月	800円																											
用途	工事負担金																											
家庭用	24,000円																											
その他	24,000円																											

先例地の事例

〔宇摩合併協議会〕

上水道料金及び加入金については、当分の間現行のとおりとする。

簡易水道料金及び加入金については、当分の間それぞれ現行のとおりとする。

〔南宇和合併協議会〕

上水道業務の取扱いについては、原則として現行のまま新町に引き継ぎ、新町移行後、随時調整する。

(1) 浄水場等の主要施設・給水区域については、現行のまま引き継ぎ、新町移行後に事業、施設の統廃合等を随時調整する。

(2) 水道料金等の使用料・手数料については、平成16年度は現行どおりとし、平成17年度から統一する。ただし、一本松町と松下寿電子工業株式会社の間において確認している水道料金については、現行のまま引き継ぎ、新町に移行後調整する。

(3) 津島上水道企業団からの受水地区については、現行のとおりとする。

〔東宇和・三瓶町合併協議会〕

(簡易水道)

- 1 管理運営等については、現行のとおり新市に引き継ぐ。
- 2 水道料金については、統一が困難であるため、当面現行のとおりとする。
- 3 量水器使用料については、水道料金に含める方向で合併時に調整する。
- 4 加入金については、当面現行のとおりとする。
- 5 検針及び料金徴収の方法については、管理運営方法が各簡易水道組合で異なるため、当面現行のとおりとする。

(上水道)

- 1 管理運営等については、現行のとおり新市に引き継ぐ。
- 2 水道料金については、独立採算制が原則であり、当面の間現行のとおりとする。
- 3 加入金については、各町の水道整備状況により異なるので、現行のとおりとする。
- 4 検針及び料金徴収の方法については、現行のとおりとする。
- 5 設計審査等の手数料については、宇和町・野村町の例により統一する。
- 6 その他の手数料については、合併時に調整し、新たに定める。

〔さぬき市〕

水道事業会計は合併時に統一を図る。

料金については、合併時までに料金表を作成し、新市に移行後は、統一する。

給水区域については、現行のとおりとする。

負担金については、負担の公平性の原則から、適正な負担額のあり方等について検討し、新市に移行後は統一する。

手数料については、竣工検査新設工事 20mm 以下 1,500 円、25mm 以上 3,000 円、給水装置工事事業者指定 10,000 円、給水装置工事事業者指定変更 1,000 円、開始手数料 20mm 以下 1,500 円、25mm 以上 3,000 円とする。

上水道施設整備協力金については、メーター口径 13mm 80,000 円、20mm 240,000 円、25mm 320,000 円、30mm 533,000 円、40mm 800,000 円、50mm 1,333,000 円とする。賃貸借住宅開発協力金については、普通世帯を対象としたもの 56,000 円、単身入居を対象としたもの 48,000 円とする。

水道運営委員会については、新市において設置する。

簡易水道事業会計については、合併時に統一を図る。

簡易水道の水道料金及び手数料については、上水道に準じた料金とする。

簡易水道の給水区域及び負担金については、現行のとおりとする。

〔東かがわ市〕

- 1 水道給水区域については、現行のとおり新町に引き継ぐ。
- 2 水道使用料、新規加入均等及びメーター使用料については、合併時に統一し、検針、徴収については、毎月実施するものとする。
- 3 施設等申込検査手数料は、合併時に統一し、指定給水装置工事事業者登録手数料については、現行のとおり新町に引き継ぐ。

西条市・東予市・丹原町・小松町合併協議会の調整方針説明資料

協議項目	各種事務事業（上・下水道事業関係）の取扱い		細項目	下水道事業関係		
事務事業名	下水道事業		専門部会名	上下水道部会	分科会名	下水道分科会
調整方針	<p>1 公共下水道整備事業（全体計画）については、新市移行後早い時期に、小松町を含めた全体計画の見直しを行う。</p> <p>2 下水道使用料については、新市移行後も当分の間現行どおりとし、随時調整する。</p> <p>3 受益者負担金等について （1）単価については、新市移行後も当分の間現行どおりとし、随時調整する。 （2）納期については、東予市、丹原町の例を基本に調整する。ただし、合併する年度までに賦課されたものについては、それぞれの旧市町の例による。 （3）前納報奨金については、東予市、丹原町の例により調整する。ただし、合併する年度までに賦課されたものについては、それぞれの旧市町の例による。</p> <p>4 生活扶助世帯水洗便所改造資金補助金については、西条市の例により調整する。ただし、合併する年度は、それぞれの旧市町の例による。</p> <p>5 水洗便所改造資金融資及び利子補給については、東予市、丹原町の例により調整する。ただし、合併する年度までに融資を受けたものについては、それぞれの旧市町の例による。</p> <p>6 西条市西ひうち下水道の使用料並びに分担金については、現行のとおりとする。</p>					
区分	事務事業の現況				具体的な調整内容	
	西条市	東予市	丹原町	小松町		
1 公共下水道整備事業（全体計画）	<p>1 事業期間 昭和49年度から平成30年度</p> <p>2 下水の排除方式 分流式</p> <p>3 処理方式 標準活性汚泥法</p> <p>4 汚水 計画区域 1,855.8ha 計画処理人口 71,580人 計画汚水量 59,000 m³/日 処理施設能力 59,000 m³/日 (12池 1池当たり能力 5,250 m³/日) ポンプ場 3箇所（中継ポンプ場）</p> <p>5 雨水 計画区域 1,855.8ha ポンプ場 5箇所</p> <p>6 事業費 724億円（汚水、雨水）</p>	<p>1 事業期間 昭和58年から平成27年度</p> <p>2 下水の排除方式 分流式</p> <p>3 処理方式 オキシデーションディッチ法</p> <p>4 汚水 計画区域 1,991ha (東予市 1,232ha 丹原町 759ha) 計画処理人口 47,000人 計画汚水量 30,881 m³/日（日最大） 処理施設能力 31,000 m³/日 (12池 1池当たり能力 2,000～3,250 m³/日) ポンプ場 1箇所（中継ポンプ場）</p> <p>5 雨水 計画区域 1,393.3ha (東予市 1,085ha 丹原町 308.3ha) ポンプ場 5箇所</p> <p>6 事業費 503億円（汚水、雨水）</p>	東予市と同じ	公共下水道事業未実施である。	新市移行後早い時期に、小松町を含めた全体計画の見直しを行う。	

西条市・東予市・丹原町・小松町合併協議会の調整方針説明資料

協議項目	各種事務事業（上・下水道事業関係）の取扱い		細項目	下水道事業関係																																																																			
事務事業名	下水道事業		専門部会名	上下水道部会	分科会名	下水道分科会																																																																	
調整方針																																																																							
区分	事務事業の現況					具体的な調整内容																																																																	
	西条市	東予市	丹原町	小松町																																																																			
2 下水道使用料	<p>1 料金体系</p> <p>(1) 一般家庭 人頭制</p> <p>(2) 事業所 従量制</p> <p>(3) 湯屋分 従量制</p> <p>2 使用料（消費税抜き）</p> <p>(1) 家庭污水（1か月につき1人当たり555円）</p> <table border="1"> <tr> <th>人数</th> <th>1人</th> <th>2人</th> <th>3人</th> <th>4人</th> <th>5人</th> </tr> <tr> <th>料金</th> <td>555円</td> <td>1,110円</td> <td>1,665円</td> <td>2,220円</td> <td>2,775円</td> </tr> </table> <p>(2) 事業所污水（1㎡につき月額）</p> <table border="1"> <tr> <th>30㎡まで</th> <td>56円</td> </tr> <tr> <th>30㎡を超え50㎡まで</th> <td>62円</td> </tr> <tr> <th>50㎡を超えるもの</th> <td>67円</td> </tr> </table> <p>(3) 湯屋污水 1㎡につき月額 25円</p> <p>3 量水器使用料</p> <p>(1) 目的 事業所污水及び湯屋污水に係る使用料を算定するため</p> <p>(2) 設置個数 約1,700個</p> <p>(3) 有効期間 8年（計量法）</p> <p>(4) 使用料 下水道使用料金に含まれる</p>	人数	1人	2人	3人	4人	5人	料金	555円	1,110円	1,665円	2,220円	2,775円	30㎡まで	56円	30㎡を超え50㎡まで	62円	50㎡を超えるもの	67円	<p>1 料金体系</p> <p>(1) 一般家庭 従量制</p> <p>水道水の場合 水道使用量</p> <p>地下水の場合 3人目まで 1人1か月8㎡ 4人目から 1人1か月4㎡</p> <p>併用の場合 3人目まで 1人1か月4㎡+水道使用量 4人目から 1人1か月2㎡+水道使用量</p> <p>(2) 事業所 従量制（量水器の使用水量による）</p> <p>(3) 湯屋分 従量制（量水器の使用水量による）</p> <p>2 使用料（消費税抜き）</p> <p>(1) 家庭污水（月額）</p> <table border="1"> <tr> <th>基本水量</th> <th>基本使用料</th> <th>超過水量</th> <th>超過使用料 (1㎡につき)</th> </tr> <tr> <td rowspan="5">10㎡</td> <td rowspan="5">800円</td> <td>10㎡を超え20㎡まで</td> <td>90円</td> </tr> <tr> <td>20㎡を超え30㎡まで</td> <td>100円</td> </tr> <tr> <td>30㎡を超え50㎡まで</td> <td>115円</td> </tr> <tr> <td>50㎡を超え100㎡まで</td> <td>135円</td> </tr> <tr> <td>100㎡を超えるもの</td> <td>155円</td> </tr> </table> <p>(2) 事業所污水 家庭污水に同じ</p> <p>(3) 湯屋污水（月額）</p> <table border="1"> <tr> <th>基本水量</th> <th>基本使用料</th> <th>超過水量</th> <th>超過使用料 (1㎡につき)</th> </tr> <tr> <td rowspan="3">10㎡</td> <td rowspan="3">800円</td> <td>10㎡を超え20㎡まで</td> <td>90円</td> </tr> <tr> <td>20㎡を超え30㎡まで</td> <td>100円</td> </tr> <tr> <td>30㎡を超えるもの</td> <td>30円</td> </tr> </table> <p>3 量水器使用料</p> <p>(1) 目的 地下水を使用している事業所の使用料を算定するため</p> <p>(2) 設置個数 150個</p> <p>(3) 有効期間 8年（計量法）</p> <p>(4) 使用料（消費税抜き）</p> <table border="1"> <tr> <th>口径</th> <th>1か月使用料</th> <th>口径</th> <th>1か月使用料</th> </tr> <tr> <td>13mm</td> <td>60円</td> <td>40mm</td> <td>260円</td> </tr> <tr> <td>20mm</td> <td>110円</td> <td>50mm</td> <td>1,000円</td> </tr> <tr> <td>25mm</td> <td>120円</td> <td>75mm</td> <td>1,300円</td> </tr> <tr> <td>30mm</td> <td>180円</td> <td>100mm</td> <td>1,700円</td> </tr> </table>	基本水量	基本使用料	超過水量	超過使用料 (1㎡につき)	10㎡	800円	10㎡を超え20㎡まで	90円	20㎡を超え30㎡まで	100円	30㎡を超え50㎡まで	115円	50㎡を超え100㎡まで	135円	100㎡を超えるもの	155円	基本水量	基本使用料	超過水量	超過使用料 (1㎡につき)	10㎡	800円	10㎡を超え20㎡まで	90円	20㎡を超え30㎡まで	100円	30㎡を超えるもの	30円	口径	1か月使用料	口径	1か月使用料	13mm	60円	40mm	260円	20mm	110円	50mm	1,000円	25mm	120円	75mm	1,300円	30mm	180円	100mm	1,700円	東予市と同じ	該当なし	新市移行後も当分の間現行どおりとし、随時調整する。
人数	1人	2人	3人	4人	5人																																																																		
料金	555円	1,110円	1,665円	2,220円	2,775円																																																																		
30㎡まで	56円																																																																						
30㎡を超え50㎡まで	62円																																																																						
50㎡を超えるもの	67円																																																																						
基本水量	基本使用料	超過水量	超過使用料 (1㎡につき)																																																																				
10㎡	800円	10㎡を超え20㎡まで	90円																																																																				
		20㎡を超え30㎡まで	100円																																																																				
		30㎡を超え50㎡まで	115円																																																																				
		50㎡を超え100㎡まで	135円																																																																				
		100㎡を超えるもの	155円																																																																				
基本水量	基本使用料	超過水量	超過使用料 (1㎡につき)																																																																				
10㎡	800円	10㎡を超え20㎡まで	90円																																																																				
		20㎡を超え30㎡まで	100円																																																																				
		30㎡を超えるもの	30円																																																																				
口径	1か月使用料	口径	1か月使用料																																																																				
13mm	60円	40mm	260円																																																																				
20mm	110円	50mm	1,000円																																																																				
25mm	120円	75mm	1,300円																																																																				
30mm	180円	100mm	1,700円																																																																				

西条市・東予市・丹原町・小松町合併協議会の調整方針説明資料

協議項目	各種事務事業（上・下水道事業関係）の取扱い		細項目	下水道事業関係		
事務事業名	下水道事業		専門部会名	上下水道部会	分科会名	下水道分科会
調整方針						
区分	事務事業の現況				具体的な調整内容	
	西条市	東予市	丹原町	小松町		
3 受益者負担金等	<p>1 受益者負担金</p> <p>(1) 内容 公共下水道事業の事業費の一部に充てるため、都市計画事業認可区域内の土地に賦課する。(根拠法令：都市計画法第75条)</p> <p>(2) 単価 224円/m² (事業費 - 先行投資額) / 認可面積 × 1 / 5</p>	<p>1 受益者負担金</p> <p>(1) 内容 公共下水道事業の事業費の一部に充てるため、都市計画事業認可区域内の土地に賦課する。(根拠法令：都市計画法第75条)</p> <p>(2) 単価 300円/m² 汚水末端管渠整備費 / 負担区域面積 × 1 / 4</p>	東予市と同じ	該当なし	新市移行後も当分の間現行どおりとし、随時調整する。	
	<p>2 分担金</p> <p>(1) 内容 公共下水道事業の事業費の一部に充てるため、地方自治法224条に基づく分担金を適用し、下水道事業認可のみ取得の土地に賦課する。(根拠法令：地方自治法224条)</p> <p>(2) 単価 224円/m² (事業費 - 先行投資額) / 認可面積 × 1 / 5</p>	<p>2 分担金</p> <p>(1) 内容 公共下水道事業の事業費の一部に充てるため、地方自治法224条に基づく分担金を適用し、下水道事業認可のみ取得の土地に賦課する。(根拠法令：地方自治法224条)</p> <p>(2) 単価 300円/m² 汚水末端管渠整備費 / 負担区域面積 × 1 / 4</p>	東予市と同じ	該当なし		
	<p>3 納期</p> <p>5年間、年4回</p> <p>第1期 5月1日から同月末日まで</p> <p>第2期 8月1日から同月末日まで</p> <p>第3期 11月1日から同月末日まで</p> <p>第4期 2月1日から同月末日まで</p>	<p>3 納期</p> <p>3年間、年3回</p> <p>第1期 9月1日から同月末日まで</p> <p>第2期 11月1日から同月末日まで</p> <p>第3期 2月1日から同月末日まで</p>	東予市と同じ	該当なし	東予市、丹原町の例を基本に調整する。ただし、合併する年度までに賦課されたものについては、それぞれの旧市町の例による。 3年間 年3回 第1期 6月1日から同月末日 第2期 10月1日から同月末日 第3期 2月1日から同月末日	
	<p>4 前納報奨金</p> <p>納期前に納付された期別納付額の50分の1に未到来納期数を乗じて得た額 (10円未満は切り捨て)</p> <p>計算例 全期前納 期別納付額 × 1/50 × 190期 1年前納 期別納付額 × 1/50 × 6期</p>	<p>4 前納報奨金</p> <p>納期前に納付された期別納付額(1期の金額が20,000円を超える場合は20,000円)の100分の0.5に納期前の月数を乗じて得た額 (100円未満は切り捨て) ただし、毎年度第1期の時しか前納報奨金は計算しない。</p> <p>計算例 全期前納 期別納付額 × 0.5/100 × 129月 1年前納 期別納付額 × 0.5/100 × 7月</p>	東予市と同じ	該当なし	東予市、丹原町の例により調整する。ただし、合併する年度までに賦課されたものについては、それぞれの旧市町の例による。	

西条市・東予市・丹原町・小松町合併協議会の調整方針説明資料

協議項目	各種事務事業（上・下水道事業関係）の取扱い		細項目	下水道事業関係		
事務事業名	下水道事業		専門部会名	上下水道部会	分科会名	下水道分科会
調整方針						
区分	事務事業の現況					具体的な調整内容
	西条市	東予市	丹原町	小松町		
4 生活扶助世帯水洗便所改造資金補助金	<p>1 目的 水洗便所の普及および促進を図るため、生活扶助世帯の行う改造工事（便所、排水設備）に要する経費の補助</p> <p>2 補助金の額 市長が認定する額</p> <p>3 補助金の対象 （1）改造工事を行う家屋は生活扶助世帯の所有 （2）改造工事を行う便所は生活扶助世帯が使用 （3）下水道事業処理開始の日から3年以内に行う改造工事</p>	<p>1 目的 水洗便所の普及及び促進を図るため、生活扶助世帯の行う改造工事（便所のみ）に要する経費の補助</p> <p>2 補助金の額 組合長が認定する額</p> <p>3 補助金の対象 （1）改造工事を行う家屋は生活扶助世帯の所有 （2）改造工事を行う便所は生活扶助世帯が使用 （3）下水道事業処理開始の日から3年以内に行う改造工事</p>	東予市と同じ	該当なし		西条市の例により調整する。ただし、合併する年度は、それぞれの旧市町の例による。
5 水洗便所改造資金融資及び利子補給	<p>1 目的 改造工事を一時に負担することが困難な方に対し融資をあっせんし、融資を行う取扱金融機関への利子補給を行う。</p> <p>2 融資あっせんの額 （1）くみ取り便所改造 便所 1件 20万円以下 排水設備 1件 10万円以下 （2）浄化槽からの切替 1件 10万円以下</p> <p>3 あっせん対象 （1）建築物の所有者又は当該建築物の所有者の同意を得た使用者 （2）融資を受けた改造資金について償還能力があること （3）市税、下水道事業受益者負担金・分担金並びに下水道使用料を滞納していないこと （4）改造工事費を一時に負担することが困難であること （5）処理開始の日から3年以内に行う改造工事であること （6）連帯保証人2名</p> <p>4 融資資金の利息 全額補給</p> <p>5 償還額 改造工事1件につき毎月7,500円</p> <p>6 融資利率 長期プライムレートの利率</p> <p>7 遅延利息の利率 年14.6%</p>	<p>1 目的 改造工事を一時に負担することが困難な方に対し融資をあっせんし、融資を行う取扱金融機関への利子補給を行う。</p> <p>2 融資あっせんの額 （1）くみ取り便所改造（便所と排水設備）1件 40万円以下 （2）浄化槽からの切替 1件 30万円以下</p> <p>3 あっせん対象 （1）建築物の所有者又は当該建築物の所有者の同意を得た使用者 （2）融資を受けた改造資金について、償還能力があること （3）東予市民税又は丹原町民税及び下水道事業受益者負担金・分担金並びに下水道使用料を滞納していないこと （4）改造工事費を一時に負担することが困難であること （5）下水処理開始の日から3年以内に行う改造工事であること （6）連帯保証人1名</p> <p>4 融資資金の利息 全額補給</p> <p>5 償還額 改造工事1件につき毎月10,000円</p> <p>6 融資利率 長期プライムレートの利率</p> <p>7 遅延利息の利率 年14.6%</p>	東予市と同じ	該当なし		東予市、丹原町の例により調整する。ただし、合併する年度までに融資を受けたものについては、それぞれの旧市町の例による。

西条市・東予市・丹原町・小松町合併協議会の調整方針説明資料

協議項目	各種事務事業（上・下水道事業関係）の取扱い			細項目	下水道事業関係	
事務事業名	下水道事業			専門部会名	上下水道部会	分科会名 下水道分科会
調整方針						
区分	事務事業の現況					具体的な調整内容
	西条市	東予市	丹原町	小松町		
6 西条市西ひうち下水道	<p>1 使用料 使用料は、汚水量 1 m³につき 155 円として算定した額に 100 分の 105 を乗じて得た額とする。ただし、その額に 10 円未満の端数が生じたときは切り捨てるものとする。</p> <p>2 分担金 分担金の額は、3.3 m²当たり 1,000 円を土地所有面積に応じて得た金額とする。</p>	該当なし	該当なし	該当なし	現行のとおりとする。	

先例地の事例

〔南宇和合併協議会〕

下水道業務の取扱いについては、現行のまま引き継ぎ、新町に移行後速やかに調整する。

〔東宇和・三瓶町合併協議会〕

1 公共下水道事業については、次のとおり取扱うものとする。

(1) 工事分担金、接続奨励金及び使用料については、当面は住民周知の額とし、合併後随時調整する。

(2) 利子補給制度については、当面は住民周知の内容とし、新規事業については、合併後調整する。

2 農業集落排水事業については、現行のとおり新市に引き継ぐ。

〔内子町・五十崎町合併協議会〕

1 公共下水道事業の取扱いについては、現行のまま新町に引き継ぐものとする。

2 合併処理浄化槽設置整備事業は、合併時に調整する。ただし、補助金額は、五十崎町の例により調整する。

〔さぬき市〕

公共下水道等の負担金等については、負担の公平性の原則から、適正な負担額のあり方等について検討し、新市に移行後は統一する。

公共下水道等の使用料については、合併時までに料金表を作成し、新市に移行後は統一する。ただし、累進制については適正化を図るよう検討する。

下水道排水設備工事については、新市において下水道排水設備指定工事店規則を定める。

合併処理浄化槽設置事業費の負担区分については、合併時に廃止する。ただし、管理事業の受託基準については、当面、現行のとおりとし、負担の公平性の原則から、適正な受託料のあり方等について、新市において引き続き検討する。

合併処理浄化槽設置整備事業補助金については、新たな合併処理浄化槽設置整備事業補助金交付要綱を定める。

水洗便所改造資金融資斡旋及び利子補給については、新たな水洗便所改造資金融資斡旋及び利子補給に関する規則を定める。

下水道事業基金については、新市において設置する。

下水道事業協力金については、新市において下水道の計画区域外からの下水道利用に係る取扱い要綱を定める。

私道における下水道の取扱いについては、新市において私道における下水道敷設要綱を定める。

〔東かがわ市〕

1 下水道分担金については、白鳥町の例によるものとする。

2 下水道使用料については、合併時に上水道家庭用の使用料に統一する。

3 合併処理浄化槽設置整備事業については、大内町の例により、新町において調整する。

西条市・東予市・丹原町・小松町合併協議会の調整方針説明資料

協議項目	各種事務事業（情報公開関係）の取扱い	細項目	情報公開関係		
事務事業名	情報公開制度	専門部会名	企画部会	分科会名	企画分科会
調整方針	情報公開制度については、西条市、東予市及び丹原町の例を基本に、新たに制度を創設する。ただし、合併前の各市町の公開の対象となる文書については、それぞれの旧市町の例による。				
事務事業の現況				課題	具体的な調整内容
西条市	東予市	丹原町	小松町		
<p>西条市情報公開条例 平成9年9月1日施行</p> <p>【目的】 市民の公文書の公開を求める権利を保障することにより、市民の市政への参加を一層推進し、市政に対する理解と信頼を深め、もって公正で開かれた市政の実現に寄与する。</p> <p>【実施機関】 市長、消防長、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員、公平委員会、農業委員会、固定資産評価審査委員会、議会</p> <p>【対象文書】 ・実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した文書、図画及び写真（磁気ディスクその他これに類する記録媒体から出力され、又は採録されたもの及びマイクロフィルムを含む。）であって、実施機関における決裁、供閲その他これらに準ずる手続が終了し、実施機関が管理しているもの。 ・H9年4月以降に作成し、又は取得した公文書</p> <p>【公開請求者】 ・市内に住所を有する者 ・市内に事務所又は事業所を有する個人又は法人その他の団体 ・市内の事務所又は事業所に勤務する者 ・市内の学校に在学する者 ・市税の納税義務の確定した者 ・実施機関が行う事務事業に利害関係を有するもの</p> <p>【公開請求に対する決定】 当該請求書を受理した日の翌日から起算して14日以内に、公開する旨又は公開しない旨を決定。 やむを得ない理由により、期間内に決定することができないときは、請求書を受理した日の翌日から起算して30日を限度として延長することができる。</p> <p>【非公開決定に対する救済措置】 行政不服審査法による不服申し立てがあったときは、当該不服申し立てが明らかに不適法であるとき又は請求のあった公文書の全部若しくは一部を公開しないこととする決定を取り消すときを除き、西条市情報公開審査会に諮問する。</p> <p>【情報公開審査会】 名称 西条市情報公開審査会 目的 不服申し立て、その他実施機関からの諮問に対する審査等 委員 5人（条例は5人以内） 任期 2年（H14.4.1～16.3.31）</p>	<p>東予市情報公開条例 平成10年7月1日施行</p> <p>【目的】 市政に関する市民の知る権利を尊重し、公文書の公開を求める市民の権利を明らかにすることにより、市政に関して市民に説明する責務が全うされるようにするとともに、市民の市政参加を促進し市政に対する理解と信頼を深め、もって公正で開かれた市政の実現に寄与する。</p> <p>【実施機関】 市長、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員、公平委員会、農業委員会、固定資産評価審査委員会、議会</p> <p>【対象文書】 ・実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した文書、図画、写真、フィルム及び電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。）であって、当該実施機関の職員が組織的に用いるものとして、当該実施機関が保有しているもの。 ・H10年4月以降に作成し、又は取得した公文書</p> <p>【公開請求者】 ・市内に住所を有する者 ・市内に事務所又は事業所を有する個人又は法人その他の団体 ・市内の事務所又は事業所に勤務する者 ・市内の学校に在学する者 ・実施機関が行う事務事業に利害関係を有するもの</p> <p>【公開請求に対する決定】 当該請求書を受理した日から起算して15日以内に、公文書を公開するかどうかの決定。 期間内に公開決定等を行うことができない正当な理由があるときは、請求書を受理した日から起算して60日を限度としてその期間を延長することができる。</p> <p>【非公開決定に対する救済措置】 行政不服審査法による不服申し立てがあった場合は、当該不服申し立てが明らかに不適法であるときを除き、東予市情報公開審査会に諮問し、その答申を尊重して当該不服申し立てに対する裁決又は決定をしなければならない。</p> <p>【情報公開審査会】 名称 東予市情報公開審査会 目的 同左 委員 5人（条例は5人以内） 任期 2年（H14.7.1～16.6.30）</p>	<p>丹原町情報公開条例 平成10年7月1日施行</p> <p>【目的】 町民の公文書の公開を求める権利を保障するとともに、情報の公開に関し必要な事項を定め、町民の町政への参加を促進し、町政に対する理解と信頼を深め、もって公正で開かれた町政を推進する。</p> <p>【実施機関】 町長(水道事業管理者の職務を行う町長を含む。)、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会、議会</p> <p>【対象文書】 ・実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した文書、図画及び写真等であって、実施機関において定めている事案決定手続が終了し、実施機関が管理しているもの及び職員が組織的に用いるものとして実施機関が保有しているもの。 ・H10年4月以降に作成し、又は取得した公文書</p> <p>【公開請求者】 ・町内に住所を有する者 ・町内に事務所又は事業所を有する個人及び法人その他の団体 ・町内の事務所又は事業所に勤務する者 ・実施機関が行う事務事業に利害関係を有するもの</p> <p>【公開請求に対する決定】 請求書を受理した日の翌日から起算して、14日以内に請求に係る公文書を公開するか否かの決定。 やむを得ない理由により、期間内に決定できないときは請求書を受理した日の翌日から起算して60日を限度として、その期間を延長することができる。</p> <p>【非公開等に対する救済措置】 行政不服審査法による不服申し立てがあった時は、当該不服申し立てが明らかに不適法であるとき又は非公開若しくは部分公開の決定を取り消すときを除き、丹原町情報公開審査会に諮問し、当該不服申し立てに対する裁決又は決定をしなければならない。</p> <p>【情報公開審査会】 名称 丹原町情報公開審査会 目的 同左 委員 5人（条例は5人以内） 任期 2年（H14.7.1～16.6.30）</p>	[該当なし]	<p>小松町は条例を制定していない。</p> <p>実施機関の範囲に差異がある。</p> <p>公開対象文書の範囲及び該当年度に差異がある。 (H9年4月以降とH10年4月以降)</p> <p>請求者の範囲について差異がある。</p> <p>公開請求に対する決定について、期日の延長規定に差異がある。 (30日と60日)</p>	<p>西条市、東予市及び丹原町の例を基本に、新たに制度を創設する。ただし、合併前の各市町の公開の対象となる文書については、それぞれの旧市町の例による。</p>

西条市・東予市・丹原町・小松町合併協議会の調整方針説明資料

協議項目	各種事務事業（情報公開関係）の取扱い	細項目	情報公開関係		
事務事業名	個人情報保護	専門部会名	企画部会	分科会名	企画分科会
調整方針	個人情報保護については、東予市の例を基本に、新たに制度を創設する。				
事務事業の現況				課題	具体的な調整内容
西条市	東予市	丹原町	小松町		
[個人情報保護条例は未制定]	<p>東予市個人情報保護条例 平成15年4月1日施行</p> <p>【目的】 個人情報の適正な取扱いに関する基本的事項を定めるとともに、市の機関が保有する個人情報の開示、訂正及び削除を請求する個人の権利を明らかにすることにより、個人の権利利益の保護を図り、もって構成で適正な市政の推進に資する。</p> <p>【定義】 (実施機関) 市長（上水道事業管理者の職務を行う市長を含む。）、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員、公平委員会、農業委員会、固定資産評価審査委員会及び議会 (個人情報) 個人に関する情報であって特定の個人が識別されるもの</p> <p>【請求権の範囲】 開示請求権 訂正請求権 削除請求権</p> <p>【請求者】 個人情報を記録されている本人</p> <p>【請求に対する決定】 (開示請求) 請求書の提出のあった日から起算して15日以内に、開示するか否かの決定 正当な理由があるときは、60日を限度に延長することができる。 60日以内に決定をすることにより事務に支障が生じるときは、特例延長することができる。 (訂正及び削除) 請求書の提出のあった日から起算して30日以内に、訂正（削除）するか否かの決定 正当な理由があるときは、60日を限度に延長することができる。 60日以内に決定をすることにより事務に支障が生じるときは、特例延長することができる。</p> <p>【非開示情報】 法令の定め、第三者の正当な権利利益が侵害される個人情報などは、開示しないことができる。</p>	[個人情報保護条例は未制定]	[個人情報保護条例は未制定]	東予市のみ個人情報保護条例を制定している。	東予市の例を基本に、新たに制度を創設する。

西条市・東予市・丹原町・小松町合併協議会の調整方針説明資料

協議項目	各種事務事業（情報公開関係）の取扱い			細項目	情報公開関係	
事務事業名	個人情報保護			専門部会名	企画部会	分科会名 企画分科会
調整方針						
事務事業の現況					課題	具体的な調整内容
西条市	東予市	丹原町	小松町			
	<p>【救済の手続】 開示等の決定に対し不服があるときは、行政不服審査法に基づく不服申し立てをすることができる。</p> <p>【個人情報保護審議会】 不服申し立てがあった場合に実施機関の諮問に応じて答申すること、その他重要事項について審議すること。（委員 5名以内、任期 2年）</p>					

西条市・東予市・丹原町・小松町合併協議会の調整方針説明資料

協議項目	各種事務事業（情報公開関係）の取扱い	細項目	情報公開関係		
事務事業名	市長の資産公開	専門部会名	企画部会	分科会名	企画分科会
調整方針	市長の資産公開については、現行のまま新市に引き継ぐ。				
事務事業の現況				課題	具体的な調整内容
西条市	東予市	丹原町	小松町		
<p>【根拠】 政治倫理の確立のための市長の資産等の公開に関する条例</p> <p>【目的】 政治倫理の確立のための国会議員の資産等の公開等に関する法律第7条に基づき、市長の資産等の公開に関し、必要な事項を定める。</p> <p>【資産等報告書等の作成】 市長は、その任期開始の日において有する資産等について、資産等報告書を作成しなければならない。</p> <p>【資産等の区分】 (1)土地 (2)建物の所有を目的とする地上権又は土地の借地権 (3)建物 (4)預金、貯金及び郵便貯金 (5)金銭信託 (6)有価証券 (7)自動車、船舶、航空機及び美術工芸品 (8)ゴルフ場の利用に関する権利 (9)貸付金 (10)借入金</p> <p>【資産等補充報告書】 市長は、その任期開始の日後毎年新たに有することとなった上記資産等であって12月31日において有するものについて、資産等補充報告書をその翌年の4月1日から同月30日までの間に作成しなければならない。</p> <p>【所得等報告書の作成】 市長(前年1年間を通じて市長であった者に限る。)は、下記に掲げる金額及び課税価格を記載した所得等報告書を、毎年4月1日から同月30日までの間に作成しなければならない。</p> <p>【所得等報告書に記載される所得】 前年分の所得について同年分の所得税が課される場合における当該所得に係る次に掲げる金額 (1) 総所得金額及び山林所得金額に係る各種所得の金額 (2) 租税特別措置法の規定により所得税法第22条の規定にかかわらず、他の所得と区分して計算された所得の金額であって規則で定めるもの 前年中において贈与により取得した財産について同年分の贈与税が課される場合における当該財産に係る贈与税の課税価格</p>	<p>【根拠】 政治倫理の確立のための市長の資産等の公開に関する条例</p> <p>内容 同左</p>	<p>【根拠】 丹原町長の資産等の公開に関する条例</p> <p>内容 同左</p>	<p>【根拠】 政治倫理の確立のための小松町長の資産等の公開に関する条例</p> <p>内容 同左</p>	<p>制度に相違がなく、課題なし。</p>	<p>現行のまま新市に引き継ぐ。</p>

西条市・東予市・丹原町・小松町合併協議会の調整方針説明資料

協議項目	各種事務事業（情報公開関係）の取扱い			細項目	情報公開関係	
事務事業名	市長の資産公開			専門部会名	企画部会	分科会名 企画分科会
調整方針						
事務事業の現況					課題	具体的な調整内容
西条市	東予市	丹原町	小松町			
<p>【関連会社等報告書の作成】</p> <p>市長は、毎年4月1日において報酬を得て会社その他の法人の役員、顧問その他の職に就いている場合には、当該会社その他の法人の名称及び住所並びに当該職名を記載した関連会社等報告書を、同月2日から同月30日までの間に作成しなければならない。</p> <p>【資産等報告書等の保存及び閲覧】</p> <p>上記により作成された資産等報告書及び資産等補充報告書、所得等報告書並びに関連会社等報告書は、これらを作成すべき期間の末日の翌日から起算して5年を経過する日まで保存しなければならない。</p> <p>何人も、市長に対し、保存されている資産等報告書及び資産等補充報告書、所得等報告書並びに関連会社等報告書の閲覧を請求することができる。</p>	内容 同左	内容 同左	内容 同左			

先例地の事例

〔周南市〕

(1) 情報公開制度

新たに制度等を創設する。ただし、合併前の各市町の情報公開については旧市町の従前の情報公開の制度の例による。

(2) 市長・町長の資産等の公開

現行のまま新市に引き継ぐ。

〔西東京市〕

(1) 公文書開示・公文書公開に関する事

新市において、田無市の基準で制度化を図る。

(2) 個人情報の保護に関する事

新市において、保谷市の基準で制度化を図る

〔安来市・広瀬町・伯太町合併協議会〕

情報公開については、現行の例により調整する。

個人情報の保護については、現行の例により調整する。

〔宮津市・加悦町・岩滝町・伊根町・野田川町合併協議会〕

(1) 情報公開について

市民の知る権利を尊重し、行政文書の開示を請求する権利を保障することにより、新市の保有する情報の一層の公開を図り、行政の説明責務を果たすとともに市民の理解と信頼を深め、市民参加による公正で開かれた市政を推進するため、1市3町の条例を調整統一し、情報公開条例を合併時に制定します。

(2) 個人情報保護制度

新市が保有する個人情報の保護について、適正な取扱いに関する基本的な事項を定め、併せて自己の個人情報の開示等を請求する権利を保障することにより、個人の権利利益の保護を図るため、宮津市の例により、個人情報保護条例を合併時に制定します。

〔佐渡市町村合併協議会〕

合併時に条例化する。

(1) 公開の対象情報の範囲

情報公開条例施行時からの情報を対象とする。

合併関係市町村の承継行政情報は、それぞれの市町村の条例の施行の日以降に作成し、又は取得したものを対象とする。

(2) 請求対象者の範囲

市内に住所を有する個人

市内に事務所又は事業所を有する個人又は法人その他の団体

実施機関が行う事務又は事業に具体的な利害関係を有する個人、法人、その他の団体

〔峡北地域合併協議会〕

情報公開及び個人情報保護については、新市において速やかに制度化を図る。

〔淡路町・北淡町・東浦町合併協議会〕

住民の知る権利を尊重し文書の開示を請求する権利を定め情報の一層の公開を図り、もって行政事務事業を住民に説明する責務が全うされるようにするとともに、住民の理解と協力の下に公正で開かれた行政を推進し、住民の行政への参加を促進していけるよう合併時に調整をし、情報公開条例を制定する。

個人情報の開示、訂正及び削除を請求する権利を明らかにし、個人の権利利益の保護を図るとともに、行政の適正な運営に資するよう、合併時に調整をし、個人情報保護条例を制定する。

〔重信町・川内町合併協議会〕

(1) 情報公開については、「市民の知る権利を保障する」旨を明記した上で、新市において新たな制度を確立する。

(2) 個人情報の保護については、新市において制度の確立を行う。

合併協議項目 協議状況一覧表

協議項目		提案年月日	確認年月日	確認結果
1	合併の方式	H14.10.7	H14.10.7	西条市、東予市、周桑郡丹原町及び同郡小松町を廃止し、その区域をもって新しい市を設置する新設合併とする。
2	合併の期日	H14.10.7	H14.10.7	合併の期日は、平成16年11月1日を目標とする。
3	新市の名称			
4	新市の事務所の位置			
5	財産の取扱い	H15.3.28	H15.5.23	2市2町の所有する財産及び債務は、すべて新市に引き継ぐものとする。 財産区有財産は、財産区有財産としてすべて新市に引き継ぐものとする。
6	議会議員の定数及び任期の取扱い			
7	農業委員会委員の定数及び任期の取扱い			
8	地方税の取扱い(その1)	H15.1.31		
	地方税の取扱い(その2)	H15.3.28		
9	一般職の職員の身分の取扱い			
10	地域審議会の取扱い	H15.2.28	H15.5.23	市町村の合併の特例に関する法律第5条の4の規定に基づく地域審議会を、合併前の西条市、東予市、丹原町及び小松町の各区域ごとに設置する。 設置に当たっては、地域審議会の設置に関する事項のとおりとする。
11	特別職の職員の身分取扱い			
12	条例・規則等の取扱い	H14.12.27	H15.1.31	条例・規則等の取扱いについては、合併協議会で協議、確認された各種事務事業等の調整内容に基づき、次の区分により、調整するものとする。 1 合併と同時に市長職務執行者の専決処分により、即時制定し、施行させる必要があるもの 2 合併後、逐次制定し、施行させることとするもの 3 従来旧市町で施行されていた条例等を、引き続き暫定的に施行させる必要があるもの 4 失効するもの
13	組織及び機構の取扱い			
14	一部事務組合等の取扱い(その1)	H15.3.28	H15.5.23	道前福祉衛生事務組合については、合併の日の前日をもって解散し、その事務、財産及び職員については、すべて新市に引き継ぐものとする。 周桑事務組合については、合併の日の前日をもって解散し、その事務、財産及び職員については、すべて新市に引き継ぐものとする。 東予市・丹原町公共下水道事務組合については、合併の日の前日をもって解散し、その事務、財産及び職員については、すべて新市に引き継ぐものとする。 東予市土地開発公社及び周桑土地開発公社については、所有する財産を西条市土地開発公社に譲渡し、合併の日の前日までに解散するものとする。西条市土地開発公社については、新市の(新市名)土地開発公社として存続するものとする。 株式会社 西条産業情報支援センターの出資金については、新市に引継ぎ、管理運営は現行のとおりとする。
	一部事務組合等の取扱い(その2)	H15.5.23		
15	使用料・手数料等の取扱い(その1)	H15.2.28	H15.3.28	手数料については、住民の「一体性の確保の原則」及び「負担公平の原則」を基本として、住民負担に配慮し、合併時に統一する。
	使用料・手数料等の取扱い(その2)	H15.3.28	H15.5.23	施設の使用料については、原則として現行のとおりとする。ただし、同一又は類似する施設の使用料については、住民の「一体性の確保の原則」及び「負担公平の原則」を基本として、住民負担に配慮し、可能な限り統一に努めるものとする。 手数料については、住民の「一体性の確保の原則」及び「負担公平の原則」を基本として、住民負担に配慮し、合併時に統一する。ただし、一般廃棄物最終処分場処分手数料については、管理型は東予市の例により、安定型は西条市の例により調整する。
	使用料・手数料等の取扱い(その3)	H15.5.23		
16	公共的団体等の取扱い	H15.5.23		
17	補助金・交付金等の取扱い(その1)	H15.5.23		
	補助金・交付金等の取扱い(その2)			
18	町名・字名の取扱い			
19	慣行の取扱い	H14.12.27	H14.1.31	1 市章については、合併後新たに定める。 2 市民憲章については、合併後新たに定める。 3 市の木、花については、合併後新たに定める。市の鳥、色については、合併後必要に応じて定める。 4 市の歌については、合併後必要に応じて定める。従前の音頭等については、地域の愛唱歌として伝承していく。 5 都市宣言等については、合併後調整する。
20	行政連絡機構等の取扱い	H15.6.27		

協議項目		提案年月日	確認年月日	確認結果
2 1	各種事務事業の取扱い			
	(1)国民健康保険事業関係			
	(2)介護保険事業関係			
	(3)福祉関係			
	(4)保健関係			
	(5)環境衛生関係	H15 . 5 . 23		
	(6)消防防災関係			
	(7)人権・同和対策関係			
	(8)農林水産関係			
	(9)商工観光関係			
	(10)都市計画関係			
	(11)建設事業関係			
	(12)上・下水道事業関係	H15 . 6 . 27		
	(13)教育関係			
	(14)電算システム関係	H15 . 3 . 28	H15 . 5 . 23	電算システム関係については、次の基本的な考え方により、市民サービスの低下を招かないよう統合する。 1 合併時に電算システムを統一する。 2 合併前に情報通信基盤(ネットワーク)の整備を図る。
	(15)情報公開関係	H15 . 6 . 27		
	(16)広報広聴関係	H15 . 5 . 23		
(17)その他の事務事業				
2 2	新市建設計画			